

## 【審査経過調書】

### 1 審査事案

鶴岡市長選挙（2025年10月5日実施）における本市職員の地方公務員法及び公職選挙法違反、並びに鶴岡市職員の分限及び懲戒処分に係る処分について

#### （1） 対象職員及び事案の概要

別添「調査報告書」のとおり

#### （2） 調査の概要について

- ① 地方公務員法第36条（政治的行為の制限）
- ② 公職選挙法第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）
- ③ 刑法第231条（侮辱罪）
- ④ 鶴岡市職員の懲戒処分基準要綱（(9)政治的目的を有する文書の配布）

以上に関して調査を実施した。

### 2 職員の分限及び処分審査委員会の開催について

本事件に関し、次のとおり職員の分限及び懲戒処分審査委員会を開催し、事件の事実関係、懲戒の事由関係等について審査した。

開催日 令和7年12月2日（火）

委員 委員については、「鶴岡市職員の分限及び懲戒処分審査委員会設置要綱」第3条第1項にて、副市長（委員長）、教育長、総務部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長を以って組織されるが、同条6項により、審査する案件に関わりがあると認められる委員は、その議事に参与することが出来ないことから、不在となっている副市長を含め、教育長以外の委員は参与できないため、同条5項により、市長が臨時の委員として、佐藤光治監査委員、石塚治己農業委員会会长に委嘱し、成澤和則教育長と併せ、3名の委員による臨時審査委員会を組織することとした。委員長は、3名の委員による互選としたところ、佐藤光治監査委員が選任された。

3名の委員による審査委員会を一度閉じ、審査委員会委員長と事務局で当該事案を審査委員会において審査するか協議した。その結果、当該事案について審査委員会で審査することとし、審査委員会委員長は、ただちに審査委員会を開催した。

事務局 総務部職員課長、職員課主幹

### 3 審査委員会の審査経過及び結果について

#### (1) 事件の概要説明

職員課長より、審査事案の概要について、資料に沿って、対象職員及び関係者からの聴取、報告をもとに本事件の状況について事実関係を確認し、審査に付すこととした旨を説明した。

#### (2) 審査経過

委員からは、皆川氏が刑事告発を止めたことはいつ、どのように分かったのか質問があり、職員課長が、いずれも 10/24 付新聞報道や 11/6 のマスコミによる報道で知ったことを回答した。

また、法的な解釈は、顧問弁護士による見解を踏まえたものかとの質問があり、職員課長からそのとおりである旨、回答した。

#### (3) 審査結果

その結果、幹部職員 2 名は、上述①～④の何れの法令等にも抵触することなく、告発又は懲戒処分は行えないと考えられ、処分不問とした。

### 4. 調査内容及び審査結果の公表

- (1) 上述の調査内容や審査結果については、鶴岡市職員の分限及び懲戒処分公表基準に従い公表するが、当該事案は、処分の事実がなく、関係する職員の情報は公表しない。
- (2) 事件の性質を考慮し、関係する職員情報を除き、調査内容や審査結果などの概要について、別添のとおり、市議会議員及びマスコミへの資料提供と市ホームページで公表するものとする。